

いのちと健康を脅かす

# 「高すぎる国保料(税)の軽減を求める」



## 2018年度試算額と2017年度比較

試算条件:4人世帯。年齢と収入は以下の通り

①世帯主40歳代・給与収入400万円(所得266万円)、②妻40歳代・無収入、③子ども2人、④固定資産税5万円

	2018年度		2017年度		増減額(円)		2018年度		2017年度		増減額(円)
	所得に占める割合(%)	国保料(税)年額(円)	所得に占める割合(%)	国保料(税)年額(円)			所得に占める割合(%)	国保料(税)年額(円)	所得に占める割合(%)	国保料(税)年額(円)	
千代田区	17.26	459,231	17.54	466,627	-7,396	町田市	14.40	383,083	13.74	365,584	17,499
中央区	18.13	482,180	17.81	473,617	8,563	小金井市	15.41	409,855	14.90	396,455	13,400
港区	18.23	484,976	17.83	474,316	10,660	小平市	14.42	383,663	13.61	362,151	21,512
新宿区	18.64	495,927	18.16	482,937	12,990	日野市	12.97	345,080	12.75	339,080	6,000
文京区	18.36	488,471	18.06	480,374	8,097	東村山市	15.72	418,135	14.31	380,695	37,440
台東区	18.66	496,393	18.23	485,034	11,359	国分寺市	13.02	346,207	13.02	346,207	0
墨田区	18.59	494,529	18.27	485,966	8,563	国立市	13.35	355,195	13.35	355,195	0
江東区	18.57	493,830	18.23	484,801	9,029	福生市	13.80	366,955	12.92	343,740	23,215
品川区	18.52	492,665	18.09	481,306	11,359	狛江市	14.09	374,908	12.77	357,421	17,487
目黒区	18.33	487,539	17.86	475,015	12,524	東大和市	14.72	391,579	14.00	372,395	19,184
大田区	18.77	499,189	18.14	482,471	16,718	清瀬市	14.43	383,739	13.39	356,191	27,548
世田谷区	18.67	496,626	18.21	484,335	12,291	東久留米市	15.31	407,285	14.74	392,194	15,091
渋谷区	18.42	490,102	17.89	475,947	14,155	武蔵村山市	14.66	389,879	12.83	372,684	17,195
中野区	18.59	494,587	18.30	486,898	7,689	多摩市	13.53	359,994	12.92	343,775	16,219
杉並区	18.76	498,956	18.17	483,403	15,553	稲城市	13.58	361,299	12.21	324,767	36,532
豊島区	18.74	498,490	18.23	485,034	13,456	羽村市	14.44	384,150	13.71	364,570	19,580
北区	18.37	488,704	18.27	485,966	2,738	あきる野市	12.83	341,394	12.62	335,824	5,570
荒川区	18.59	494,529	18.34	487,830	6,699	西東京市	14.45	384,409	13.80	376,009	8,400
板橋区	18.66	496,393	18.34	487,830	8,563	瑞穂町	12.75	339,196	11.97	329,876	9,320
練馬区	18.61	494,995	18.23	484,801	10,194	日の出町	13.55	360,402	12.67	343,309	17,093
足立区	18.60	494,762	18.21	484,335	10,427	檜原村	11.19	297,760	11.19	297,760	0
葛飾区	18.60	494,762	18.16	482,937	11,825	奥多摩町	13.86	368,545	12.60	353,425	15,120
江戸川区	18.81	500,255	18.19	483,869	16,386	大島町	13.01	346,050	12.20	324,400	21,650
八王子市	14.71	391,370	14.39	382,710	8,660	利島村	10.88	289,528	10.23	272,150	17,378
立川市	16.47	438,124	16.02	426,200	11,924	新島村	10.02	266,610	9.83	261,370	5,240
武蔵野市	12.97	344,930	12.58	334,540	10,390	神津島村	11.50	306,004	10.76	286,344	19,660
三鷹市	13.35	355,000	12.72	338,410	16,590	三宅村	15.49	412,094	12.13	322,600	89,494
青梅市	14.20	377,595	13.53	359,780	17,815	御蔵島村	8.60	228,798	8.60	228,798	0
府中市	11.77	313,202	11.77	313,202	0	八丈町	12.23	325,215	11.94	317,645	7,570
昭島市	15.32	407,515	15.32	407,515	0	青ヶ島村	14.01	372,640	14.01	372,640	0
調布市	13.50	359,221	13.50	359,221	0	小笠原村	14.84	394,744	13.80	348,040	46,704

協会けんぽの場合、同条件で約23万3,989円 本人負担分

国保料(税)だけで  
世帯所得の18%を  
超える自治体が続出

## なんで子どもに保険料かけるのよ

都民のみなさん、公的医療保険の中で、区市町村が運営する国民健康保険だけが生まれたばかりの子どもからも保険料を取っていることをご存じですか？

政府はしきりと「子育て支援」を訴えています、本当に子育て支援を強めるのであれば子どもの保険料や病院などでの窓口負担の軽減に力を入れるべきです。若い子育て世代の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するために、都民のみなさんのご協力をお願いします。



## 国保だけが子どもからも保険料を取っている /

医療保険の種類		2018年度子どもの年間保険料※1		
		子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人
被用者保険	協会けんぽ	0円	0円	0円
	健保組合	0円	0円	0円
	共済組合	0円	0円	0円
国民健康保険	23区の場合※2	5万1,000円	10万2,000円	15万3,000円
	市町村平均※3	3万3,732円	6万7,464円	10万1,196円

※1:子どもの保険料は基礎賦課分と後期高齢者支援金賦課分の均等割部分の合計額です。  
 ※2:千代田区・中野区を除く21区は同額。  
 ※3:市町村は、自治体ごとに異なるので平均額です。お住まいの自治体の金額は各自体にお問い合わせするか、東京社協事務所までご連絡ください。

## 国保組合とは？



同種の事業・業務に従事し、特定の地域内に居住する仲間を組織する、国民健康保険法に基づく医療保険者です。2018年現在、建設国保など、全国162国保組合に約290万人(東京都は22組合約110万人)が被保険者として加入しています。仲間同士の助け合いによる自主的・効率的な運営、仕事内容に即した保健事業など、小規模事業で働く仲間の健康と命を守る保険者として、大きな役割を担っています。

高すぎる国保料(税)の引き下げを求める署名にご協力ください。

問い合わせ先

東京社会保障推進協議会(東京社協)

〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10東京労働会館6階  
TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823

# いのちと健康を脅かす 高すぎる国保料(税)の引き下げを 求める陳情

東京都議会議長 殿

201 年 月 日

〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10東京労働会館6F

TEL:03-5395-3165 fax:03-3946-6823

東京社会保障推進協議会 会長 須田 昭夫

## 陳情事項

- 1、国民健康保険の国保料(税)が高すぎるため国保加入世帯の生活を脅かしています。自治体への支援を強めるための財政支援を拡充してください。
- 2、国民健康保険に加入している子どもの国保料(税)(医療分・支援分の均等割)は、子育て世代の家計を圧迫しています。(2018年度は千代田区・中野区を除く21区は1人5万1千円)子どもの国保料(税)軽減のための東京都独自の制度を創設してください。
- 3、国保組合の育成・強化について、引き続き支援をしてください。

## 陳情趣旨

2018年度4月より、区市町村が運営する国民健康保険(以下国保)の財政が都道府県に移行し、東京都は国保の当事者となりました。1958年に憲法25条に基づいて現在の国保法が成立し、国保が社会保障制度であり国と都道府県が財政も含めて責任を持つことを明記しました。1961年に、すべての区市町村で国民健康保険がスタートして、「国民皆保険」が確立しました。

東京の各自治体において今年度の国保料(税)の値下げは千代田区のみ、据え置きは5市3村のみで53区市町村は値上がりしました。国保料(税)額が所得の18%前後となり生活を圧迫する金額です。各区市町村では値上げ幅を縮小するために一般会計からの繰り入れを行うなど努力を続けていますがそれも限界です。東京都が国保財政の主体として当事者責任において財政支援を強化することを強く求めます。また、稼働所得のない子どもにまで国保料(税)を賦課するのは、被用者保険加入者との公平性の観点からも許されない事と考えます。都として子ども国保料(税)軽減の施策を早急に講じることを強く求めます。また、都内の小規模事業従事者の健康と命を守るという重要な役割から、国保組合の育成・強化について引き続き支援をお願いいたします。

お名前	ご住所

※この署名は陳情目的以外に使用しません

取扱い団体  
(順不同)

東京社会保障推進協議会、東京地方労働組合評議会、東京保険医協会、東京土建一般労働組合、  
東京民主医療機関連合会、( )